

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北杜福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の所在地にて日々勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益のことをいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の弁償すべき経費の総称のことをいい、報酬と併せて報酬等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次の報酬等を別表第1に基づき支給するものとする。ただし、報酬については法人の経営状況によって見直す場合があり、評議員会の議決により額を定めるものとする。

- | | |
|---------------|------|
| (1)常勤役員 | 月額報酬 |
| (2)非常勤役員 | 年額報酬 |
| (3)法人職員との兼務役員 | 無報酬 |
| (4)評議員 | 年額報酬 |

2 前項に掲げる者には賞与及び退職金は支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与等支給規程第7条の規定に準じて支給）とする。

- 2 非常勤役員、法人職員との兼務役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 費用弁償等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から祝日、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月13日（定時評議員会の決議日）より施行する。

附則 この規程は、令和3年6月10日（定時評議員会の決議日）より施行する。

別表第1（報酬等）

区分	役職名	報酬等の額
常勤役員 (法人からの給与取得者は除く)	理 事 長	月額100,000円
	業務執行理事	月額 50,000円
	理 事・監 事	月額 30,000円
非常勤役員	理 事・監 事	年額 60,000円
職員との兼務役員	理 事・監 事	無報酬
評 議 員	評 議 員	年額 60,000円